(五)　行政機関の長は、(四)の提案があったときは、当該提案をした者が欠格事由に該当しないこと等の基準に適合するかどうか審査し、当該基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、行政機関の長との間で(六)の契約を締結することができる旨等を通知するものとすることとした。(第四四条の七関係)

(六)　(五)の契約を締結することができる旨等の通知を受けた者は、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができることとした。(第四四条の九関係)

(七)　行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならないこと等とすることとした。(第四四条の一〇及び第四四条の一一関係)

(八)　(六)の契約を締結する者等は、手数料を納めなければならないものとすることとした。(第四四条の一三関係)

(九)　行政機関の長は、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとすることとした。(第四四条の一五関係)

(一〇)　行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員等は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとすることとした。(第四四条の一六関係)

(一一)　個人情報保護委員会は、行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について資料の提出及び説明を求め、行政機関の長に対し、必要な指導及び助言並びに勧告等ができるものとすることとした。(第五一条の四から八まで関係)

4　雑則に関すること

(一)　行政機関の長は、3(四)の提案等をしようとする者が容易かつ的確に提案をすることができるよう、提案に資する情報の提供等の措置を講じることとした。(第五一条の二及び第五一条の三関係)

(二)　個人情報保護委員会は、行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について資料の提出及び説明を求め、行政機関の長に対し、必要な指導及び助言並びに勧告等ができるものとすることとした。(第五一条の四から八まで関係)

5　3(九)の受託業務に従事している者等が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、二年以下の懲役等に処するものとすることとした。(第五三条関係)

二　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五九号）について、一と同様の規定を設けることとした。

三　行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正関係

行政機関非識別加工情報等は情報公開請求に係る不開示情報とした上で、公益上の裁量的開示の対象から除くこととした。(第五条及び第七条関係)

四　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正関係

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成一三年法律第一四〇号）について、三と同様の規定を設けることとした。(第五条及び第七条関係)

五　施行期日等

1　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

2　この法律の施行に伴う経過措置等について定めることとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二二七号）（総務省）

1　選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の登録制度の改正に伴う事項

(一)　市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（以下「法」という。）第一一条第一項若しくは第二五二条又は政治資金規正法第二八条の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないこととした。(第一条の三第一項関係)

(二)　市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する場合には法第一一条第一項若しくは第二五二条若しくは政治資金規正法第二八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったとき、当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第一一条第三項又は公職選挙法施行令第一条の三第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないこととした。(第一条の三第二項関係)

(三)　市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者等のうち年齢満一七年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満一八年になるものを調査し、選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならないこととした。(第一一条関係)

(四)　市町村の選挙管理委員会は、法第二七条第一項又は第二項の規定による表示をされた者が法第二一条第一項に規定する者に該当するに至ったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならないこととした。(第一六条関係)

(五)　指定病院等における不在者投票を実施することができる施設に、少年鑑別所を追加することとした。(第五〇条及び第五五条関係)

2　選挙人名簿のオンライン対照に関する事項

(一)　市町村の選挙管理委員会が、各投票区の投票管理者にその投票区の区域に係る選挙人名簿に記載されている全部又は一部の事項を送付する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法を可能とすることとした。(第二八条第一項第二号関係)

(二)　市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該市町村の選挙管理委員会が管理するその投票区の区域に係る選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法（以下「オンライン対照の方法」という。）により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合には、当該投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、当該電子情報処理組織を使用して当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置く措置を講ずるとともに、当該事項を送付する措置を講ずるものとすることとした。(第二八条第一項第三号関係)

(三)　投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを確認する方法として、選挙人名簿又はその抄本と対照する方法及び選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法に加え、オンライン対照の方法を可能とすることとした。(第三五条第一項関係)

(四)　投票管理者が、法第五五条又は第五六条の規定により選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を送致する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理者に送付する方法に加え、当該事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法を可能とすることとした。(第四四条の二第一項関係)

(五)　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、オンライン対照の方法により選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならないこととした。(第四四条の二第二項関係)